

「適正利用とエコツーリズム」への取組状況（西表島）

<事業名：西表島における適正利用とエコツーリズム推進体制構築支援業務>

■事業主体：沖縄県自然保護課

※検討会の共同事務局：竹富町政策推進課

※事業委託先・再委託先：株式会社プレック研究所、西表島エコツーリズム協会

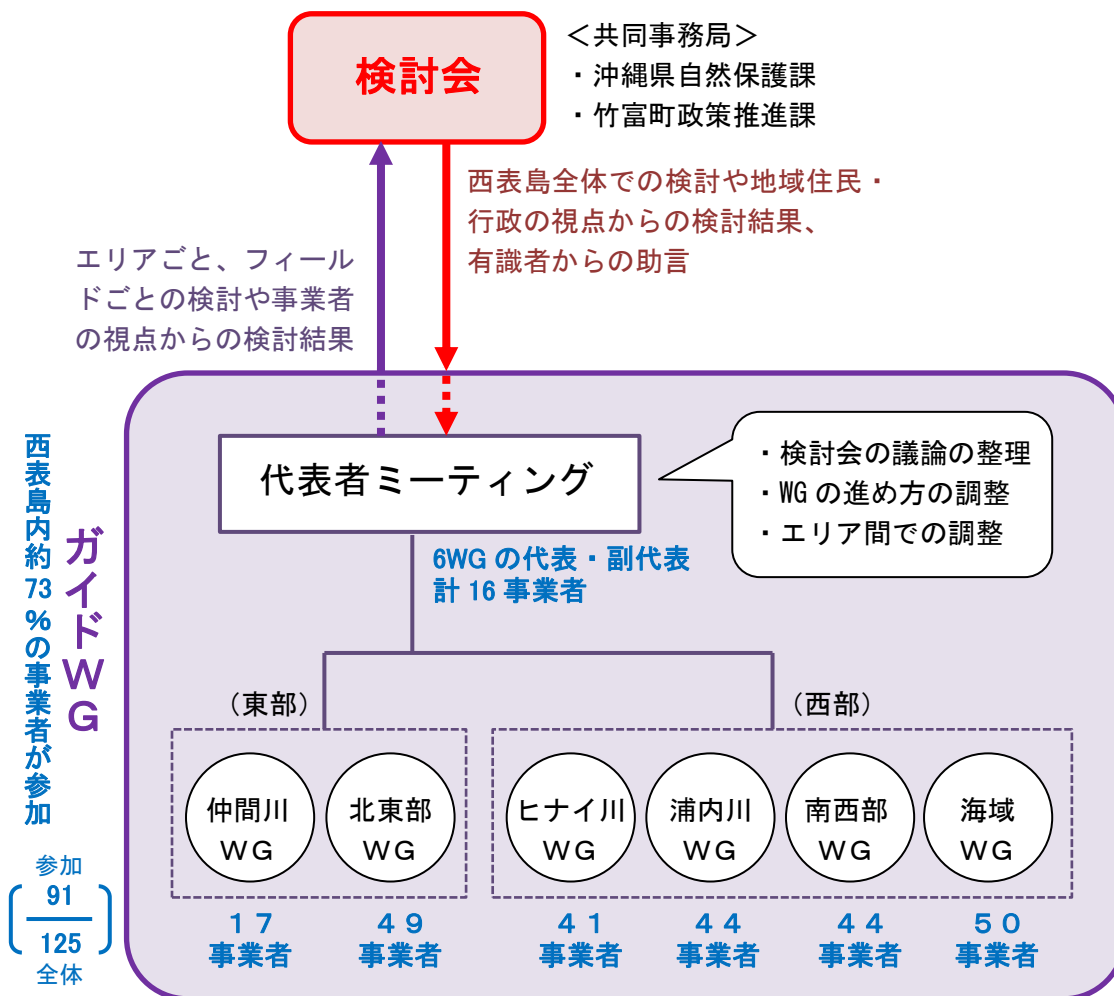
■事業期間：平成 29 年度～平成 31 年度（3 年間）

■事業の目的：

フィールドの利用ルールの設定、利用コントロールの制度的裏付けの確保、適正利用を推進していくための組織体制の構築等について、地域関係者・ガイド事業者との意見交換・入念な調整を踏まえた検討を行い、西表島エコツーリズムガイドラインを作成すると共に、適正利用とエコツーリズムの推進体制を構築する。

■検討体制：

「適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会」及びエリアごとのWGを設置（WGの代表者・副代表者からなる代表者ミーティングで検討会とWGの間の連絡等を実施）



※海域 WG は竹富町の事業で実施

検討会
委員構成

	所属・役職	氏名
有識者	NPO 法人 沖縄県エコツーリズム推進協議会 会長(元 琉球大学教授)	花井正光
	国立大学法人琉球大学 理学部海洋自然科学科 教授	伊澤雅子
	国立大学法人琉球大学 博物館(風樹館) 教務職員	佐々木健志
	国立大学法人琉球大学 理学部海洋自然科学科 教授	横田昌嗣
	琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設 副施設長	渡辺信
	東海大学沖縄地域研究センター 教授	河野裕美
	西表をほりおこす会 会長	石垣金星
地元関係団体	西表東部地区公民館連合会 会長	
	沖縄県猟友会 竹富町地区 地区長	
	竹富町商工会 会長	
	竹富町観光協会 会長	
	竹富町観光協会 西表島世界自然遺産研究委員会 委員長	
	西表島エコツーリズム協会 会長	
	西表島カヌー組合 組合長	
	竹富町ダイビング組合 世界自然遺産担当	
	西表島シュノーケル評議会 会長	
	八重山SUP協会西表支部 支部長	
WG代表	NPO 法人どうぶつたちの病院 沖縄 西表診療所 獣医師	
	仲間川エリアWG 代表	
	北東部エリアWG 代表	
	ヒナイ川エリアWG 代表	
	浦内川エリアWG 代表	
	南西部エリアWG 代表	
行政関係者	海域エリアWG 代表	
	竹富町 政策推進課 課長	
	竹富町 教育委員会社会文化課 課長	
	沖縄県 環境部 自然保護課 課長	
	沖縄県 文化観光スポーツ部 観光整備課 課長	
	環境省 那覇自然環境事務所 国立公園課 国立公園企画官	
	林野庁 沖縄森林管理署 森林技術指導官	
林野庁 西表森林生態系保全センター 生態系管理指導官		

ガイドWG
エリア区分



■平成 29 年度の検討実施状況及び今後の検討予定

	年月	会議	検討内容
平成 29 年度	8月～9月 (計3回)	ガイド事業者 説明会	・事業内容を説明し、ガイド事業者にWGへの参加を呼びかけ
	9月 (計6回) ※うち1回は 竹富町事業	第1回WG (エリア別)	・趣旨説明 ・西表島におけるエコツーリズム推進の目的及び方針について ・自然観光資源の現状と課題の確認 ・各フィールドの利用ルールについて ・その他(WG代表、副代表の選出等)
	11月22日	WG代表者会議	・検討の進め方について
	11月29日	第1回検討会	・事業の目的・内容・成果について ・エコツーリズム推進全体構想について ・エリアWGにおける検討状況について ・西表島エコツーリズムガイドライン(素案)について ・その他
	12月20日	WG代表者会議	・検討の進め方について
	1月 (計2回)	第2回WG (合同)	・事業の目的・目指す成果について ・ルール検討の進め方について ・具体的な検討事項(モニタリング手法、ガイド制度、情報発信、組織体制)について
	2月13日	現地視察	・大見謝川、ヒナイ川、浦内川
		第2回検討会	・目的・方針の確認及び今後の検討方法について ・モニタリング方法について ・ルール遵守のための仕組みについて ・エコツーリズムと地域社会との関係について ・組織・体制構築/有効な情報発信について ・その他(次年度のスケジュールについて)
2月25日	WG代表者会議	・検討の進め方について ・モニタリングの試行について	



平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会を3回、WGを3回実施 ・エコツーリズムガイドライン(案)を作成 ・西表島内シンポジウムを開催
----------------	---



平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会を3回、WGを3回実施 ・エコツーリズムガイドラインを作成。(必要に応じてエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想とすることを想定) ・パンフレットを作成(ガイドラインの普及版や一般向けルールブック)。 ・島外シンポジウムを開催
----------------	--

＜竹富町におけるガイド制度の検討状況＞

目的

法律や町独自の条令を活用して、町域内で行われているエコツーリズムに対し、規制と推進を図ることによって、町の自然資源の適正利用を目指す。
町条例による届出及び登録制度の確立

条例の概要

- 【条例の名称】 竹富町観光案内人条例（仮称）
- 【条例の目的】 エコツーリズム（自然生態系保全）とオーバーユース防止安全・安心な観光案内の提供と観光案内業の健全な発達
- 【関連事業】 西表島・自然体験型ツアーによるフィールド利用に関するルールづくり検討事業
 適正利用とエコツーリズム推進体制構築事業

条例の骨子（検討内容）

（目的）

- エコツーリズム（自然生態系保全）やオーバーユース防止であること。

（条件）

- 業者間での不公平感をなくすこと（ただし地域振興の観点から地元業者優遇策は別問題であること）。
- 観光案内人の定義（どの業種業態を対象とするのか）を明確にすること。
- 業者については、研修を前提として免許制にすること（既存業者も同様）。
- 免許営業者は、毎年（あるいは2～3年に一回）、免許更新に基づく講習と試験を受けることを義務付けること。
- 免許登録業者の数に上限を設けること。

（仕組み）

- 各業者間でのオーバーユースをさせない協定を締結（総量規制の視点）すること。
- 免許営業者からは、オーバーユースを防止する目的で、顧客人数、氏名等記載の帳簿作成義務を課すこと。
- 年間の顧客数（収益）に応じて、自然保護に関する負担金を徴収する（受益者負担原則に基づく）こと。

（罰則）

- 違反業者を摘発するための通報制度や、営業者自身の通報義務を課すこと。

（その他）

- 監視体制の確立
- 外部の第三者委員会の設置

条例等の策定・公示・実施までの流れ（案）

	ガイドライン	規則	条例
	WGで出された課題の中から届出の案案となる項目を抽出	制度再検討による規則制定の必要性が発生	各会で条例制定及び制度内容の再検討の必要性が発生
平成30年度 2月	各会でガイドラインの定義や策定を確認	届出・登録制度を前提とした規則の検討	届出・登録制度を前提とした条例の検討
3月	ガイドライン案作成		
4月	WGによるガイドライン検討 ガイドライン告示・内外に告知	ガイドラインを基に規則案作成 規則告示・適用	ガイドラインを基に条例案作成
5月			
6月			※条例案上程・告示 （適用開始時期を設定）
7月～ 翌2月		必要に応じて改正作業	※適用開始時期を設定しない場合3月上程に向け精査
3月			※条例案上程・告示
平成31年度 4月			※条例適用開始

即応性と実行力のある制度とするため、ガイドライン策定・告示 → 規則の策定・告示 → 条例の策定・上程の手順とする事を想定。